平成３０年（フ）第４６号
神戸市灘区新在家南町３丁目10番17―304号
債務者　津山　夏美
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４９号
兵庫県三田市武庫が丘５丁目２番地Ｇ棟304号
債務者　北山　達也
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５５号
神戸市中央区下山手通７丁目18番１―106号
債務者　藤澤　由孝
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６５号
神戸市東灘区田中町２丁目９―10　225号、住民票上の住所神戸市東灘区住吉山手８丁目１番40号
債務者　佐藤　弘子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７７号
神戸市東灘区深江南町４丁目14番21号　ＴＭビル301号、従前の住所神戸市東灘区御影１丁目４番22―304号
債務者　阿部　紗織
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１号
沖縄県那覇市泊３丁目２番地16　泊北ハイツ
債務者　伊波　　豊
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７６３号
千葉県流山市江戸川台西２丁目214番地　ファミリーコーポ２Ｃ
債務者　佐藤　彩子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７８１号
千葉県松戸市幸谷337番地　シャンスＣ―101号
債務者　松本美由紀（旧姓勝俣）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８６５号
千葉県柏市南逆井７丁目２番５号
債務者　髙階トシ子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８８０号
千葉県我孫子市中峠1141番地の10（Ａ―202号）ラプラス中峠Ａ棟
債務者　吉澤　好雄
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２２号
千葉県松戸市五香１丁目15番地の10　アンジュブローテ203号
債務者　中田　真穂
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２６号
千葉県松戸市栄町西２丁目957番地の１　皆川コーポ303号
債務者　紀　　靖子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４０号
千葉県野田市みずき２丁目４番地の４　グランメールみずき２番館102
債務者　田井中　優（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４１号
千葉県松戸市栄町７丁目497番地の21
債務者　中島　大輔
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４５号
千葉県野田市岩名２丁目64番地の７　レインボーハイツＡ101
債務者　安齋　伸弘
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第５６号
千葉県柏市大津ケ丘２丁目22番地28　大津ケ丘ハイツ207号
債務者　平山友樹こと　申　　友容
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２０７０号
名古屋市北区大野町３丁目25番地の１　カトルセゾン101号
債務者　米澤　香苗
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部